

再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

No. 316
2018.12.12

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・再雇用職員・非常勤教員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

このままでは、学校が壊れる！教職員の健康・生活が破壊される！ まっとうな「働き方改革」を求めて、パフコメしよう！

先日開催された第20回中教審「学校における働き方改革」特別部会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申素案（以下：答申素案）」並びに「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）（以下：ガイドライン）」が示されました。

しかし、学校現場において「無定量な長時間労働」が蔓延する根本的な原因である「給特法」については、「給特法の制度の維持を前提に教職調整額の水準を中長期的に検討する」と言及するに留まっており、「給特法の廃止」を求める教員の切なる願いを顧みない極めて不十分なものとなっています。

さらに答申素案には「一年単位の変形労働時間制」の導入が盛り込まれています。労基法においては、労使協定を前提に1日10時間を上限とし、それを超える場合は時間外勤務手当の支給によって歯止めをかけています。しかし、教職員を「時間外勤務手当」の支給対象外とする「給特法」のもとでは、こうした「歯止め」が機能しないことは、現状を見れば明らかとなっています。にも関わらず、答申素案は、「時間外勤務手当による時間外労働の抑制」を前提とした「労基法」の趣旨をスルーすることで、現状の長時間労働を追認するものとなっています。これでは根本的な是正策とはなりえないことは明らかであり、断じて認めるわけにはいきません。また、学校現場の現状は「通年繁忙期」であり、「閑散期」などないのが現状です。

さらに、通常の勤務時間を10時間とされたら、「育児・介護」を抱える職員は退職を余儀なくされてしまうのではないのでしょうか。まさに「死活問題」です。こんな、「とりあえずの帳尻合わせ」ではなく、まずは「授業時数増の新学習指導要領の実施凍結」を含めた文科省による大幅な業務削減がすすめられるべきではありませんか。

こうした中で、この答申案とガイドライン案についての「意見募集」（パブリックコメント）が今年(12月)6日から21日まで行われています。インターネットを通じて文科省ホームページから、コメントできます。パブリックコメントURLは下記のとおりです。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/public/main_b13.htm)

みんなで「怒りの声」「現場の声」を文科省にぶつけましょう！

秋の交流会報告

杉並 堀之内周辺の歴史散歩

東高円寺駅（蚕糸の森公園）—連光寺—真盛寺—宗延寺—西方寺—慶安寺—妙法寺

11月17日(土) 再任用・再雇用職員・非常勤職員部の秋の交流会が行われました。

この日の講師をお願いした長谷川和男さんをはじめ部員とOB・OG11名が、東高円寺駅前に午前10時に集合し、計画に従って歩きました。

蚕糸の森公園では、杉並第十小学校の共有のグラウンドを見て、小川や池のある森の中をゆったりくつろいで歩きました。

公園を出て、幹線道路を渡ります。広い道に沿うような場所に、大きな構えで寺院が建

っていることに驚きを感じました。境内、建物の土地、駐車場など、これだけの土地を「杉並」という繁華な場所に備えることへの驚きです。が、寺院の建物を離れるとまだまだ、「墓地」という広い空間がありました。古くからの家の墓には、3LDKの部屋がすっぽり入るほどの墓地があり、大きくそびえたつような「先祖代々の墓石」もありました。

なかでも真盛寺というお寺は、幹線道路に面して、幅20メートル、長さ30～40メートルほどの参道があり、豪華な山門と由緒の正しさを表すという壁が両脇にあります。山門の中はさらに広大で、幹線道路のすぐわきとは思えない静けさと落ち着いた庭があります。別名「三井寺」と言われ、「三井越後屋」との所縁があるということに納得できました。

また、慶安寺では、「解体新書」を訳したひとりである前野良沢（まえのりょうたく）の墓を見ることができました。



妙法寺もまた大きく驚くばかりの立派さでした。堀之内の「お祖師様」と称えられ、賑わいを浅草観音と二分するほど栄えたお寺と言われます。山門前の広場は、今でも縁日の店が並ぶそうです。その山門には大きくて、立派な仁王像があります。さすが、落語の世界にも登場する「お祖師様」の風格でしょう。

午後は、昼食を取りながらの「交流会」となりました。

OB・OGの方々のお元気な語りと現部員の職場の報告など、なごやかな会となりました。

参加者からの感想

・やっと秋らしくなり最高のお天気に恵まれ楽しい散策でした。長谷川さんのくわしいお話と豊かな緑に囲まれ癒されました。ありがとうございました。

武田 好永

歴史散歩参加者 妙法寺本堂前で



・講師の長谷川和男さんからは、かつて堀之内小で記念誌作成のために堀ノ内を実踏した経験に裏打ちされた大変わかりやすい解説をしていただきました。少し歩くとお寺が現われる堀ノ内周辺、堀之内小学区だけでも17の寺院があるそうです。よく手入れされた庭園を歩き、紅葉し始めたモミジや竹林や池を楽しんでいると、一瞬京都にでもいるような錯覚に陥りそうでした。西方寺の耳塚、「堀之内のお祖師様」と呼ばれる妙法寺の由来などの歴史も学びました。東京の喧騒を忘れるようなひとときを過ごすことができました。散策後の昼食会でも、参加された方々、お一人一人が現在いる場所で力を発揮されている様子をお聞きしてパワーをいただきました。交流会の企画、実施ありがとうございました。来年も楽しみにしています。

飛田 邦子(江戸川)

・私の生家は、米沢市の片田舎の曹洞宗の小さなお寺。戦前には寺社領としてかなり広い田畑があったそうです。戦後の農地改革によって、父名義で買い取って残した農地はごくわずかなものでした。檀家の数も少なく、我が家は貧乏の極致でした。上京し東京の私立大学に入学し、新聞配達で学費をかせぐ苦学生でした。新聞配達しながら、配達区域にあるお寺が立派なたたずまいをしているのをいつも羨望の眼差しで見っていたのを、ふと思い出してしまいました。堀之内界限のお寺巡りをしながら、お寺は多くの信者の先祖代々からの熱心な信仰心で支えられていることを改めて実感しました。

森谷 憲光(大田)

再任用・再雇用職員・非常勤教員部アンケート 続き

<勤務についての思い・困ったことなど>

- ・副校長補佐業務
全校分の印刷物 印刷配布。教職員への印刷物の配布など。頼まれることは少ない。
- ・若手教員の育成指導がとにかく負担である。本人の適性があるとは思えず、管理職や担任の協力も得ながら、何とか日々こなしている。こちらのメンタルがおかしくなりそうな日々である。指導がほとんど入らない。
- ・空き時間が少なく残業せざるを得ない。(フルタイム)
- ・準備、評価等、時間内で処理できないことがある。(展覧会にむけては遅くなりそうだが納得している)
- ・翌日の授業についての打ち合わせ(新採育成)
- ・定時退勤を心がけてはいるが、月末は仕事量が多くなりどうしても残業になってしまう。栄養士(再任用短時間勤務)は、常勤の時と同じであるため、週4日で5日分の仕事を進めていかなければならない(週当たりの残業時間未記入)。
- ・サポートルームに学期途中から入室する児童が多い(9月現在42名、担任3名)。巡回校の教室が狭い。巡回校の教員室に事務機とパソコンがない。(フルタイム)
- ・非常勤教員は半日単位の勤務が命じられないという規則があるということを知って驚いている。管理職から、土曜日午前授業の勤務の振替の説明もなく困っている(再任用フルタイムを2年間経験後今年度から非常勤教員)

- ・ 65 歳以上でも都の職員として勤務できるとよい(但し時間講師)。
- ・ 65 歳以上でも希望があれば、非常勤として勤められるようになるとよいと思います。
- ・ 非常勤にもボーナスを。

非常勤教員の方からの声

私は非常勤教員ですが、当面の希望は ①免許の更新について ②ボーナスの支給についてです。

①については、私は1955年(昭和30年)生で、2回目の更新が迫っています。退職前ならともかく、65歳で更新というのは納得いきません。今でも65歳以上の教員が現場で活躍している場面は多く、このままでいったら教員不足は今まで以上に深刻になるのは目に見えています。昨年都教委に電話で問い合わせたところ、あっさり「更新していただきます」と言われ、何にも言い返せませんでした。更新講習自体は楽しく勉強になったと思いますが、せめて無料にするか、一般講習はなしにしてほしいと思います。まだまだ元気で、65歳になっても何らかの形で現場に関わっていきたいと思っています。私は現状が変わらなければ、更新して続けていくつもりですが、都教委はいったいどのような考えなのでしょう。またわずか一年違いで年上の方は、今のところ何歳になろうか？仕事を続けられるというのは、不公平な気がします。

②については、ボーナスなしで非常勤を続けるか、都の講師になるか毎年悩んでいます。私は38年間音楽専科教員だったので、新人育成も今までの恩返しとしてやらなければいけないかなと考え、非常勤3年目になりますが、お金のことだけ考えると、あまりに荷が重い気がします。新人教員本人のやる気をつぶすことなく、言葉を選んで指導していますが、やはりこの仕事は向かないと思う方もいてこちらの精神状態がおかしくなることもあります。非常勤教員だけがボーナスがないというのは、都教委はどのような考えなのでしょう。

非常勤職員にも「期末手当支給」!

「会計年度任用職員」制度は2020年度から

来年度には、制度の詳細と「募集」が始まります!

先月の「賃金確定闘争」の結果、地方公務員法等改正の実施による会計年度職員制度の東京における大枠が決まりました。これにより、これまで一般職非常勤には支給されなかった期末手当が会計年度職員には支給されることとなります。アンケートにもあるように、非常勤教員の方々からは「期末手当の支給」が、強く希望されています。

交渉の過程で、都は週当たり勤務時間が15時間30分未満の場合は支給の対象としないという主張をしていましたが、組合側の交渉により、週15時間30分未満の勤務時間の会計年度職員にも期末手当が支給される制度になりました。大きな前進です。但し、期末手当の支給月数や、採用・選考、配置や異動、業績評価など、課題はまだ残っています。組合に結集して、要求を実現させていきましょう。